

令和7年4月1日より、JRグループにて精神障害者割引制度が導入されています

区分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間
第一種精神障害者と その介護者（1人のみ）	普通乗車券 定期乗車券※ <sup>1</sup> 回数乗車券 普通急行券	5割	全線
第一種及び第二種精神障害者 （それぞれ1人で利用になる場合）	普通乗車券	5割	片道100キロメートルを超える区間
定期券を使用する12歳未満の 第二種精神障害児に付き添う介護者	定期券	5割	

※<sup>1</sup>小児定期乗車券を除く

一割引の対象となる方一

精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額 第一種または第二種の記載のあるもの）をお持ちの方

<参考> 第一種 : 精神障害者保健福祉手帳1級  
第二種 : 精神障害者保健福祉手帳2級または3級

～～注意～～

**お持ちの手帳が以下の場合、割引が適用とならないため、ご注意ください。**

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額 第一種または第二種の記載がない手帳※<sup>2</sup></li><li>・有効期限の切れた手帳</li><li>・写真が貼付されていない手帳※<sup>3</sup></li></ul> |
|---|

※<sup>2</sup>市保健所8番窓口にて、「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額 第一種または第二種」のスタンプを押印します。

※<sup>3</sup>写真貼付の再交付申請には1か月程度の日数を要します。

◎くわしい割引内容については、JR各社へお問い合わせください。